

【令和8年3月27日 訂正版】

【令和8年5月25日 訂正版】

相武国道事務所管内道路照明施設整備等
P F I 事業

要求水準書（案）

令和8年2月

国土交通省 関東地方整備局

目 次

第 1	総則	1
1	要求水準書の位置づけ	1
2	用語の定義	1
3	適用範囲	1
4	事業対象区域	1
5	事業の目的	1
6	事業の概要	2
7	業務の内容	2
8	打合せ	3
9	秘密の保持	3
1 0	個人情報の取り扱いについて	3
1 1	遵守すべき法令等	5
1 2	適用基準	6
1 3	業務の監視	7
1 4	施工管理	7
1 5	施工体制の点検	8
1 6	施工体制台帳	8
1 7	工事中の安全確保	8
1 8	不具合等発生時の措置	10
1 9	工事書類の作成	10
2 0	工事完成図書の納品	10
2 1	ウイルス対策	11
2 2	設計図書の照査	11
2 3	設計変更等	11
2 4	工事現場における説明性の向上	11
2 5	交通誘導警備員の資格	12
2 6	路上工事の縮減等	12
2 7	交通規制日数の報告	12
2 8	建設リサイクル法第 11 条通知の徹底	12
2 9	環境対策	12
3 0	環境対策（建設機械の使用）	13
3 1	ディーゼル車排ガス規制に適合した車両の使用	13
3 2	交通安全管理・工事現場管理	13
3 3	通行許可等	13
3 4	工事工程クリティカルパスの共有	14

3 5	熱中症対策に資する現場管理費の補正.....	14
3 6	現場環境改善（快適トイレの設置）	15
3 7	ワンデーレスポンス対象工事	16
3 8	建設現場における遠隔臨場の実施	16
3 9	デジタル工事写真の黒板情報電子化について	18
4 0	情報共有システムの活用.....	19
4 1	道路施設基本データの作成	20
4 2	「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」	21
4 3	事業期間終了時の水準	21
4 4	要求水準の変更	22
4 5	震災対策	22
4 6	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について.....	22
第2	設備更新業務.....	23
1	基本事項.....	23
2	現地調査等	23
3	LED道路照明灯具の調達.....	23
4	LED道路照明灯具への更新	27
5	撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分	33
6	道路照明台帳更新	33
7	電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き	33
8	所有権移転	34
第3	工事監理業務.....	35
第4	設備維持業務.....	36
1	基本事項.....	36
2	道路附属物点検	43
3	照明維持.....	44
4	道路照明台帳更新・管理	45
5	照明修繕.....	46
別紙1	用語の定義	47
別紙2	事業対象区域図	49
別紙3	道路照明一覧表	50
別紙4	情報取扱者名簿及び情報管理体制図	95
別紙5	証明書	96
別紙6	工事関係書類一覧表.....	97
別紙7	品質証明書	101
別紙8	設備維持業務 業務区分表.....	102
別紙9	道路附属物点検サイクル	103

別紙 10	使用材料表	104
別紙 11	遠隔臨場に関する基礎調査様式	105

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、関東地方整備局は選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

関東地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、別紙1「用語の定義」による。

3 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

4 事業対象区域

(1) 事業対象区域の概要

一般国道16号、一般国道20号

(2) 事業対象区域の現況

別紙2「事業対象区域図」による。

5 事業の目的

本事業は、平成28年5月13日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『LED等高効率照明が、2030年（令和12年）までにストックで100%普及の実現』に向けて、関東地方整備局相武国道事務所管内の道路照明の設備維持を行うとともに、未LED道路照明をLED道路照明に更新し、事業期間中引き続き設備維持を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

6 事業の概要

本事業は、別紙2「事業対象位置図」に示す事業対象区域に存する道路照明（以下「本施設」という。）のうち未LED道路照明をLED道路照明に更新並びに設備維持をPFI法に基づき実施するものである。

事業工程 業務区分	対象照明	合計 5,950灯 ※	設備更新業務の事業期間区分	
			設備更新期間 (事業契約締結～R11年3月末)	維持管理期間 (R11年4月～事業完了)
設備更新 業務	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
工事監理 業務	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
設備維持 業務	既設LED 道路照明	1,770灯	○	○
	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
	新設LED 道路照明			○

○ : 特定事業が対象とする項目

() 内 : 関東地方整備局が想定する工程期間

※ : 令和8年2月20日時点の灯数

未LED道路照明 : 「本施設」のうち入札公告時点でまだLED化されていない道路照明をいう。

既設LED道路照明 : 「本施設」のうち入札公告時点ですでにLED化されている道路照明をいう。

新設LED道路照明 : 「本事業」の「設備更新業務」によりLED化が完了した道路照明をいう。

7 業務の内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設備更新業務

- ① 現地調査等
- ② LED道路照明灯具の調達
- ③ LED道路照明灯具への更新
- ④ 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分
- ⑤ 道路照明台帳更新
- ⑥ 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き

- ⑦ 所有権移転
- (2) 工事監理業務
 - ① 工事監理
- (3) 設備維持業務
 - ① 道路附属物点検
 - ② 照明維持
 - ③ 道路照明台帳更新・管理
 - ④ 照明修繕

8 打合せ

設備維持業務を適正かつ円滑に実施するため、関東地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

9 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、関東地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

10 個人情報の取り扱いについて

(1) 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(2) 秘密の保持

事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 取得の制限

事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

い。

(4) 利用及び提供の制限

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(5) 複写等の禁止

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために関東地方整備局から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(6) 再委託の禁止

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、関東地方整備局の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、事業者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(7) 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに関東地方整備局に報告し、関東地方整備局の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(8) 資料等の返却等

- ① 事業者は、この契約による事務を処理するために関東地方整備局から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに関東地方整備局に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、関東地方整備局が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、関東地方整備局の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙5）を関東地方整備局に提出しなければならない。
- ② 前項の規定は、関東地方整備局の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準

用する。

(9) 管理の確認等

関東地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、関東地方整備局は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(10) 管理体制の整備

事業者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(11) 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(12) セキュリティに関する事項

① 機密保持の厳守

事業者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある事業者に属する者及び関東地方整備局以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

② ポリシーの遵守

事業者は、関東地方整備局の保有する情報セキュリティポリシー並びに事業者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。また、関東地方整備局の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

③ 損害賠償責任

事業者の責めによりコンピュータウイルス等により関東地方整備局の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、事業者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。なお、損害賠償の範囲については関東地方整備局と事業者で協議して定めるものとする。

1.1 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律

第 117 号)

- ② 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ③ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ⑤ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ⑥ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ⑦ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑧ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ⑨ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑩ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑪ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑬ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑯ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ⑰ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ⑱ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ⑲ その他関連する法令等

1.2 適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、下記に掲げる基準等を適用する。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- ① 国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」（令和 7 年版）（以下「共通仕様書」

という。)

- ② 国土交通省「道路照明施設設置基準」(令和7年10月1日)
- ③ 国土交通省「電気通信設備工事写真管理基準(案)」(令和6年3月)
- ④ 国土交通省「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)
- ⑤ 国土交通省「電気通信設備工事写真管理基準(案)」(令和6年3月)
- ⑥ 国土交通省「デジタル写真管理情報基準」(令和5年3月)
- ⑦ 国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」(令和6年3月)
- ⑧ 国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」(令和6年3月)
- ⑨ 国土交通省「工事完成図書の電子納品等要領」(令和5年3月)
- ⑩ 国土交通省「令和7年度 土木工事数量算出要領」(令和7年4月)
- ⑪ 国土交通省「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月)
- ⑫ 建設省「土木構造物標準設計」
- ⑬ 関東地方整備局「土木工事共通仕様書(令和7年度版)」
- ⑭ 関東地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)」
- ⑮ 関東地方整備局「土木工事電子書類作成マニュアル」(令和7年3月)
- ⑯ 関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド」(令和7年3月)
- ⑰ 関東地方整備局「土木工事写真管理基準」(令和7年3月改定)
- ⑱ 関東地方整備局「土木工事標準設計図集」
- ⑲ 関東地方整備局「土木請負工事必携」
- ⑳ 一般社団法人建設電気技術協会「電気通信施設設計要領・同解説(電気編)」(平成29年版)
- ㉑ 一般社団法人建設電気技術協会「電気通信設備施工管理の手引き」(平成30年版)
- ㉒ 公益社団法人日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説」(平成19年改訂版)
- ㉓ 一般社団法人建設電気技術協会「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説」(平成30年版)
- ㉔ 国土交通省「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン」(平成27年3月版)

1.3 業務の監視

関東地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者(以下、「選定企業」という。)との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

1.4 施工管理

本事業の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度

版)及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)(令和5年3月改訂)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、関東地方整備局と協議の上、施工管理を行うものとする。

本事業の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年3月改定)及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準(案)(令和6年3月)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、関東地方整備局の指示により追加、削減するものとする。

1.5 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号最終改正平成27年9月11日)第15条3により関東地方整備局から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

施工体制の点検員は当該工事の関東地方整備局の職員である。

関東地方整備局の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

1.6 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意1)用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2)所属会社の写真とする。

1.7 工事中の安全確保

工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

事業者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づきドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき関東地方整備局と協議するものとする。

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

設備更新業務

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明設備工・トンネル照明設備工	夜間作業	836 人（うち有資格者 418 人）	交代要員なし

設備維持業務

年度当り（令和 9 年度）

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明維持工	夜間作業	46 人（うち有資格者 23 人）	交代要員なし
道路照明修繕工	昼間作業	8 人（うち有資格者 4 人）	交代要員なし
附属物点検工	昼間作業	200 人（うち有資格者 100 人）	交代要員なし

年度当り (令和10年度)

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明維持工	夜間作業	24人(うち有資格者12人)	交代要員なし
道路照明修繕工	昼間作業	8人(うち有資格者4人)	交代要員なし
附属物点検工	昼間作業	200人(うち有資格者100人)	交代要員なし

年度当り (令和11年度～令和23年度)

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明維持工	夜間作業	8人(うち有資格者4人)	交代要員なし
道路照明修繕工	昼間作業	8人(うち有資格者4人)	交代要員なし
附属物点検工	昼間作業	200人(うち有資格者100人)	交代要員なし

1.8 不具合等発生時の措置

事業者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を関東地方整備局に直ちに通知しなければならない。

1.9 工事書類の作成

工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。

工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

「工事関係書類一覧表」(別紙6)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

2.0 工事完成図書の納品

本事業は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月):(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は関東地方整備局と協議の上、電子化の是非

を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

本事業は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、関東地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、関東地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

2.1 ウイルス対策

事業者は、電子納品時のみならず、関東地方整備局に本事業に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

2.2 設計図書の照査

関東地方整備局は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、関東地方整備局の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドラインによるものとする。

2.3 設計変更等

設計変更等については、事業契約書及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

2.4 工事現場における説明性の向上

事業者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、事業者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

2 5 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

2 6 路上工事の縮減等

事業者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、関東地方整備局に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

2 7 交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を関東地方整備局へ提出するものとする。

2 8 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を関東地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は関東地方整備局と協議の上決定するものとする。

2 9 環境対策

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

事業者は、本事業の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、関東地方整備局と協議するものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより関東地方整備局に提出するものとする。集計の方法については、関東地方整備局より指示する。

3 0 環境対策（建設機械の使用）

事業者は、本事業において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

3 1 ディーゼル車排ガス規制に適合した車両の使用

事業者は、本事業現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本事業関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。

事業者は、本事業の施工に先立ち、本事業関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

事業者は、本事業関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本事業関係車輛を把握しなければならない。

事業者は、取締りにより本事業関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに関東地方整備局に報告しなければならない。

事業者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

3 2 交通安全管理・工事現場管理

事業者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

3 3 通行許可等

事業者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬毎に運搬計

画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

事業者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、関東地方整備局または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3.4 工事工程クリティカルパスの共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、関東地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「事業者」）を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の a～e に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

3.5 熱中症対策に資する現場管理費の補正

本事業は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30 度（℃）以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25 度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。
- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30 度（℃）以上の日を、真夏日とする。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上、又は

WBGTが25度(°C)以上の場合、真夏日とする。なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、関東地方整備局と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※真夏日補正係数：1. 2

3.6 現場環境改善（快適トイレの設置）

事業者は快適トイレの設置について、関東地方整備局と協議することとする。快適トイレを設置する場合は、事業者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。事業者は、上記の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について関東地方整備局と協議することとし、設備維持業務の精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】

(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、関東地方整備局と協議するものとする。

快適トイレを設置しない場合は、関東地方整備局と協議の上、本条項の対象外とする。

3.7 ワンデーレスポンス対象工事

この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

事業者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。

事業者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて関東地方整備局へ報告することとする。

3.8 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、事業者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や関東地方整備局における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001473624.pdf>

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

実施内容は以下の通りとする。

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 事業者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に記録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は事業者が手配、設置するものとする。これによらない場合は関東地方整備局等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、関東地方整備局等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙 11「遠隔臨場に関する基礎調査様式」を関東地方整備局へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、関東地方整備局の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額

を技術管理費に積み上げ計上し、設備維持業務にて設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、事業者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分基準」（令和５年３月３日（国不建第273号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

3.9 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本事業でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、関東地方整備局の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。

なお、本項で示す「写真管理基準」は国土交通省「電気通信設備工事写真管理基準（案）」（令和６年３月）及び関東地方整備局「土木工事写真管理基準」（令和７年３月改定）のこととする。

（１）対象機器の導入

事業者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、事業者は関東地方整備局に対し、工事着手前に、本事業での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

- ・デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア
- ・（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

事業者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 3 年 3 月）「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本事業の工事写真の取扱いは、写真管理基準及び国土交通省「デジタル写真管理情報基準」（令和 5 年 3 月）（以下「デジタル写真管理情報基準」という。）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、(2) に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に関東地方整備局へ納品するものとする。

なお納品時に、事業者は

URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて関東地方整備局へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、関東地方整備局が確認することがある。

4.0 情報共有システムの活用

本事業は、関東地方整備局及び事業者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 5 年 3 月版）に基づき実施すること。

事業者は、本事業で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.5）

令和 5 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

関東地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、関東地方整備局の確認を得た上で決定すること。

事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ③ 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- ④ サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- ⑤ (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると関東地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

情報共有システムを利用する関東地方整備局及び事業者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。

事業者は、関東地方整備局等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

4 1 道路施設基本データの作成

本事業完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、関東地方整備局に提出するものとする。ただし、本事業に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、関東地方整備局は事業者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路 構造	C020	横断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
	構 造 物	D010		橋梁	E150
D020		橋側歩道橋		E160	落石防止施設
D030		横断歩道橋		E170	消雪パイプ
D040		トンネル		E180	ロードヒーティング

	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルタ		E270	流雪溝
付 属 物	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS 登録時の「工事契約コード番号」とする。

道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

- ① 道路施設台帳作成総括表
- ② 道路施設基本データ総括表
- ③ 道路施設基本データ一覧表
- ④ 道路施設台帳チェックシート
- ⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑦ 工事数量総括表

4.2 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

事業者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途関東地方整備局が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

4.3 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の設備維持業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から本施設の設備維持業務に係る必要事項や申し送り

事項その他の関係資料を関東地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

4.4 要求水準の変更

関東地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、追加、大規模災害等の不可抗力その他国及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、関東地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4.5 震災対策

地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

地震注意情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

4.6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により関東地方整備局に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- ④ 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、関東地方整備局と協議を行うこと。

第2 設備更新業務

1 基本事項

本施設を対象とした設備更新業務については、入札説明書等及び入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において業務を履行するものとする。また事業者は、事業期間中に生じる所轄警察署や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

設備更新業務として実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 現地調査等
- ② LED道路照明灯具の調達
- ③ LED道路照明灯具への更新
- ④ 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分
- ⑤ 道路照明台帳更新
- ⑥ 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き
- ⑦ 所有権移転

2 現地調査等

(1) 一般事項

事業者は、本施設のうち設備更新業務の対象となる未LED道路照明について、新設LED道路照明への設備更新を円滑に実施するために更新に先立って、下記の内容について、現地調査するとともに関東地方整備局へ結果を報告し、関東地方整備局と協議の上で決定するものとする。事前に調査業務計画書を関東地方整備局に提出すること。

- ① 別紙3「道路照明一覧表」の内容
- ② ルーバーの有無

3 LED道路照明灯具の調達

(1) 器材の品質

LED道路照明灯具の性能等の確認は、次の各号のとおり行うものとし、その確認結果については整理した上で関東地方整備局へ提出するものとする。

① LED道路照明灯具等の仕様に関する確認

LED道路照明灯具等については、使用する器材が、本要求水準書及びガイドラインに規定された品質基準を満足していることを、書面により確認するものとする。なお、主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

② 工事材料の品質及び確認等

下記の器具及び材料（以下「器材」という。）の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に関東地方整備局に提出し、確認を受けなければ

ばならない。

器材は「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版）」によるものとし、一般的事項は電気事業法等、関係諸法令に従うものとする。

なお、LED道路照明灯具及び資器材は新品とする。

区分	確認器材	摘要
道路照明	照明器具	
	JIS・JCS 規格以外の全ての器具及び材料	

③ 設置完了時の性能に関する確認

LED道路照明の性能については、「道路照明施設設置基準・同解説」（平成 19 年 10 月）8-2 性能の確認により実施するものとし、現地の状況から測定が困難と判断される場合についても、部分的な測定により、出来る限り性能を確認することとする。なお、性能についての主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。現地の状況から測定が困難と判断される場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

- ④ 灯具を取り替えた際には、各種基準に基づきセルフモニタリングとして点灯試験及び照度測定を行い、各種基準を満足していることを確認の上、関東地方整備局へ報告すること。また、不点灯などの対応で取り替えた際も同様に確認すること。これにより難しい場合は関東地方整備局と協議するものとする。

(2) 設計条件

測定は、JIS C 7612「照度測定方法」に準じて行うものとし、LED道路・トンネル照明設計の設計条件は次のとおりとする。

1. 連続照明

- 1) 平均路面輝度 1.0cd/m² 以上
- 2) 総合輝度均斉度（車道） 0.4 以上
- 3) 相対閾値増加（車線毎） 15%以下

2. 局部照明（一般）

- 1) 平均路面照度 10.5lx 以上（市街地）
7.5lx 以上（山間部）

3. 局部照明（交差点）

- 1) 平均路面照度 20lx 以上
- 2) 照度均斉度 0.4 以上

4. 局部照明（歩道等）

- 1) 平均路面照度 5lx 以上
- 2) 照度均斉度 0.2 以上

5. トンネル照明（浅川トンネル）（上り線）

- 1) トンネル延長 ①全 長：1,836m

②標準部：1,740m（幅員：7.0m）

③起点側拡幅部1：17m（幅員：11.613m）

④起点側拡幅部2：53m（幅員：10.737m）

⑤起点側拡幅部3：24m（幅員：8.867m）

2) 設計速度：60km/h

3) 野外輝度（終点側）：2,300cd/m²

4) 設計交通量：10,500台/日

5) 低減係数：1.0

6) 路面舗装：アスファルト

7) 照明率：①標準部：基本照明：0.693、入口照明：0.760

②起点側拡幅部1：基本照明：0.789

④起点側拡幅部2：基本照明：0.773

⑤起点側拡幅部3：基本照明：0.751

8) 保守率：0.6

9) 基本照明

ア. 平均路面輝度

a) 標準部：昼間 2.3cd/m²以上、夜間 1.15cd/m²以上

b) 起点側拡幅部1：昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上

c) 起点側拡幅部2：昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上

d) 起点側拡幅部3：昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上

イ. 総合均斉度

a) 標準部（走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

b) 起点側拡幅部1（第1走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

c) 起点側拡幅部2（第1走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

d) 起点側拡幅部3（第1走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

ウ. 車線軸均斉度

a) 標準部（走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

b) 起点側拡幅部1（第1走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

（第2走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

c) 起点側拡幅部2（第1走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

（第2走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

d) 起点側拡幅部3（第1走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

（第2走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

エ. 相対閾値増加

- a) 標準部 (走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
- b) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
- c) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
- d) 起点側拡幅部 3 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

10) 非常駐車帯 (平均路面照度) : 昼間 5 0lx 以上、夜間 5 0lx 以上

6. トンネル照明 (浅川トンネル) (下り線)

- 1) トンネル延長 ①全 長 : 1,830m
②標準部+終点側拡幅部 : 1,761m (幅員 : 7.0m/7.5m)
③起点側拡幅部 1 : 43m (幅員 : 10.5m)
④起点側拡幅部 2 : 24m (幅員 : 8.867m)
- 2) 設計速度 : 60km/h
- 3) 野外輝度 (起点側) : 2,600cd/m²
- 4) 設計交通量 : 10,500 台/日
- 5) 低減係数 : 1.0
- 6) 路面舗装 : アスファルト
- 7) 照明率 : ①標準部 : 基本照明 : 0.705、入口照明 : 0.771
②終点側拡幅部 : 基本照明 : 0.726
③起点側拡幅部 1 : 基本照明 : 0.777、入口照明 : 0.838
④起点側拡幅部 2 : 基本照明 : 0.753、入口照明 : 0.814
- 8) 保守率 : 0.6
- 9) 基本照明
- ①平均路面輝度
- a) 標準部 : 昼間 2.3cd/m²以上、夜間 1.15cd/m²以上
- b) 終点側拡幅部 : 昼間 2.3cd/m²以上、夜間 1.15cd/m²以上
- c) 起点側拡幅部 1 : 昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上
- d) 起点側拡幅部 2 : 昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上
- ②総合均斉度
- a) 標準部 (走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上
- b) 終点側拡幅部 (第 1 走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

- c) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上
- d) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

③車線軸均斉度

- a) 標準部 (走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
 (追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
- b) 終点側拡幅部 (走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
 (追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
- c) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
 (第 2 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
 (追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
- d) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
 (第 2 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
 (追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

④相対閾値増加

- a) 標準部 (走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 (追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
- b) 終点側拡幅部 (走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 (追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
- c) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 (第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 (追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
- d) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 (第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 (追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

- 10) 非常駐車帯 (平均路面照度) : 昼間 5 0lx 以上、夜間 5 0lx 以上

4 LED道路照明灯具への更新

(1) 一般事項

- ① 事業者は、別紙 3 「道路照明一覧表」及び設計図書等に示す未LED道路照明を撤去し、新設LED道路照明を設置すること。
- ② 本業務の履行にあたっての一般的事項は、国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」(令和7年度版)によるものとする。
- ③ 事業者は、未LED道路照明について、提案した設備更新完了期限までにLED道路照明灯具への更新を終え、使用できる状態にする。なお、使用できる状態には、既設道路照明灯具、配線及び安定器の取り外し、撤去した道路照明灯具等の収集運搬・処分、電気会社が定める電気供給約款に基づく申請の完了、道路照明台帳の更新、関東地方整備局による検査(自主検査の確認及び完工確認検査)の

完了を含むものとする。

- ④ 事業者は、国への所有権移転が完了するまでは新設LED道路照明を所有するものとし、その間の当該施設の保全の義務を負う。
- ⑤ 未LED道路照明にルーバーが設置されている場合、更新時にはルーバーを使用せず、新設するLED道路照明灯具の配光特性を調整することで対応すること。
- ⑥ 事業者は、更新業務期間中に関係機関や地域住民等と必要な調整を行うこと。
- ⑦ 事業者は、LED道路照明灯具への更新に関する諸法令を遵守し、更新の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は事業者の責任において行わなければならない。
- ⑧ 事業者は、更新にあたり現地調査にて現場を確認するとともに、連続照明用LED道路照明灯具、交差点照明（局部照明）用LED道路照明灯具などの使い分けや設置方法・設置順序等について、関東地方整備局と協議し決定するものとする。
- ⑨ 材料等の調達前に現地設備の確認を行うこと。現地調査後に調達数量を決定し、当初数量と異なる場合は設計変更の対象とする。
- ⑩ 現地調査により、既設設備の不具合が確認された場合は関東地方整備局と協議するものとする。

（２）業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて設備更新業務を実施すること。

- ① 事業者は、事業契約書において関東地方整備局が実施することとしている業務を除き、本施設の工事を自己の責任において実施するものとする。
- ② 工事の実施にあたり必要となる準備調査などの地域住民との対応・調整については、関東地方整備局と自治体との協議のうえ行うものとする。
- ③ 工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ④ 工事期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- ⑤ 事業者は、関東地方整備局と協議のうえ、工事の着手の30日前までに工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、着工予定日の前日までに、関東地方整備局に提出して、確認を得るものとする。提出書類の内容については、共通仕様書及び本要求水準書を遵守すること。
- ⑥ 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。
- ⑦ 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- ⑧ 事業者は、関東地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ⑨ 関東地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できる

ものとする。

- ⑩ 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを関東地方整備局に提出すること。
- ⑪ 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び配置技術者を含む施工管理担当者を定めること。
- ⑫ 工事にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、現地調査の完了したエリアから順次更新に着手するものとし、設備更新業務完了期限（令和11年3月末）までにすべてのLED道路照明灯具への更新を完了すること。

(4) 主任技術者等

本事業の主任技術者又は監理技術者は、事業者が提示した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

(5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

工事完成後、検査が終了し（関東地方整備局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、関東地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

(6) コリンズ（CORINS）への登録

工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。事業者は、事業契約後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場

合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

（７） コリنز（CORINS）への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起終点 東京都八王子市大和田町4-3-13 相武国道事務所

緯度 35° 39' 49" 経度 139° 21' 20"

（８） 設計審査会の設置

本事業は、関東地方整備局と事業者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

（９） 週休２日制適用工事

- ① 本事業は、関東地方整備局と事業者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

事業者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、関東地方整備局に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

- ② 週休２日の考え方は下記のとおりである。

ア 週休２日

1) 完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。事業者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日か

ら日曜日までとする。

2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、**28.5%**（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

イ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、関東地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、事業者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、関東地方整備局と事業者双方で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

ウ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- ③ 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

- ④ 現場閉所を行うときは、監視職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

ア 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

イ 週間工程会議等により監視職員が事前に把握している場合

ウ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、事業者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

- ⑤ 監視職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、事業者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、関東地方整備局と事業者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
- ⑥ 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監視職員に提出するものとする。
- ⑦ アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- ⑧ 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

（9）特定調達品目の調達実績の調査について

事業者は、本事業の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、関東地方整備局と協議するものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより関東地方整備局に提出するものとする。集計の方法については、関東地方整備局より指示する。

（10）施工時期及び施工時間の変更

本事業の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
夜間作業	すべての作業

※夜間作業における道路使用許可の時間帯は、21時～6時を見込んでいる。ただし、可能な限り昼間作業の実施を検討すること。上記区分を変更する場合は関東地方整備局と協議するものとする。

(11) 業績の履行の検査等

① 新設LED道路照明の自主検査及び部分使用

事業者は、新設LED道路照明の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。また、事業者は電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き完了後に「自主検査報告書」を作成し関東地方整備局へ1ヶ月分をまとめて提出し確認を受けた後、設備維持業務へ移行する。それまでの間、事業者は新設LED道路照明が正常な状態で使用できるよう保守管理すること。

② 新設LED道路照明の完工確認検査

関東地方整備局は、未LED道路照明の全てのLED化が完了した後に、会計法第29条の11第2項に定められる検査（完工確認検査）を行う。

関東地方整備局は、完工確認検査の結果、新設LED道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、事業者は新設LED道路照明の所有権を国へ移転するものとする。

5 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分

(1) 撤去品等の処理

① 本事業において発生する撤去品等は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の趣旨に則り適宜リサイクル処理を施すとともに産業廃棄物として適正に処理するものとする。産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、事業者の責において管理表を交付するものとする。

② 撤去品の処分、運搬（共通仮設費（運搬費）に計上している分を除く）については、適正な処理方法を選定し関東地方整備局と協議しなければならない。

6 道路照明台帳更新

事業者は、更新が完了し、新設LED道路照明の自主検査報告書の確認を受けた場合、その他道路照明台帳に変更を生じる作業を行った場合は直ちに、既存の道路照明台帳への追記または更新等を行うものとする。

記入要領等の詳細については、関東地方整備局の指示によるものとする。

7 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き

道路照明施設を設置、撤去、移設又はランプや安定器の交換等を行う場合は、以下の資料の作成及び手続を行うこと。

(1) 電気需給契約に関する資料の作成

電力会社が定める電気供給約款に基づく申請資料を作成し、関東地方整備局の確認を受けた上で電力会社に提出（申請）を行うこと。

また、申請後には、申請書の控えを関東地方整備局に提出すること。

(2) 照明調書の作成

関東地方整備局の指示に基づき、照明調書の作成又は修正を行うこと。

なお、提出部数は関東地方整備局の指示によるものとする。

8 所有権移転

事業者は、新設LED道路照明の完工確認検査後、国に対して本施設のうち新設LED道路照明の所有権を移転すること。

第3 工事監理業務

事業者は、設備更新業務の工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を関東地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、関東地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、関東地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

第4 設備維持業務

1 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とした設備維持業務については、入札説明書等及び入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において業務を履行するものとする。また事業者は、事業期間中に生じる所轄警察署や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

設備維持業務として実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 道路附属物点検
- ② 照明維持
- ③ 道路照明台帳更新・管理
- ④ 照明修繕

(2) 業務の条件

- ① 事業者は、事業期間中、本施設が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- ② 事業者は、点検体制、補修体制等の本業務実施に必要な内容を定めた業務計画書を作成し、事業契約締結後直ちに関東地方整備局に提出すること。
- ③ 事業者は、事業期間中毎月「設備維持業務報告書」を作成し、翌月の10日（ただし、当該日が土日および祝祭日の場合はその翌営業日）までに、関東地方整備局に提出すること。
- ④ 関東地方整備局は、提出された設備維持業務報告書の内容により、月毎の履行を確認する。なお、関東地方整備局は、設備維持業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができるものとする。
- ⑤ 事業者は、関東地方整備局から照度など性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、「性能確認報告書」により関東地方整備局に報告すること。
- ⑥ 事業者は、業務実施体制を確保し、不点灯など本施設の不具合の通報受信、確認、点検・補修などについて、適切かつ迅速に対応すること。そのために事業者は、本施設の不具合への対応方法および体制表を関東地方整備局と協議のうえ作成し、業務計画書に記載して提出すること。また、第三者被害が想定されるような不具合について早急に対応できるよう、24時間365日連絡が取れる緊急連絡先を添付すること。
- ⑦ 事業者は、本施設の不点灯その他の不具合の通報を受けた場合、当該道路照明を補修または交換するものとする。なお、当該道路照明の不具合が事業者の責による場合は、当該工事費用は事業者が負担するものとし、不可抗力や第三者被害等事業者の責によらない場合は、設計変更するものとする。
- ⑧ 事業者は、本施設の不具合を発見または通報を受けた時は、速やかに状況を確認

すること。確認の結果、灯具交換や補修等が必要になった場合は、補修工事の期間および内容について、その都度関東地方整備局と協議し、速やかに着手するものとする。

- ⑨ 事業者は、照明修繕が完了した時は、その都度「照明修繕完了報告書」により関東地方整備局に報告し、段階確認を受けること。
- ⑩ 事業者は、必要となる各種申請業務（未LED道路照明が設備更新業務実施前に破損等し、照明修繕によりLED化した場合の電力需給契約の変更申請を含むが、これに限らない。）を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を関東地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類を関東地方整備局に提出するものとする。

（３）業務期間

設備維持業務の実施期間は、令和9年4月1日から本事業の終了日までとする。

（４）業務実施体制

① 業務実施の体制

事業者は、上記（１）の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する設備維持業務責任者を業務従事者より配置し、関東地方整備局に通知する。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を関東地方整備局と協議のうえ確立する。

② 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力及び資格を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

設備維持業務の主任技術者又は監理技術者は、事業者が提出した申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で関東地方整備局と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ア 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- イ 死亡した場合
- ウ 被災した場合
- エ 退職した場合
- オ 出産、育児、介護の場合
- カ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- キ 発注者の責により工期延期となる場合
- ク 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

- ケ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合
- コ 契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 10 年 3 月 1 日以前の日より設備維持業務に従事している場合に限り変更を可能とする（令和 10 年以降は、各年度同様の条件とする）。

③ 主任技術者等の専任期間

事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

主工事完成後、検査が終了し（関東地方整備局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、関東地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、関東地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

④ 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 22 年 9 月 6 日付け国地契第 20 号）による。なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

（５） コリンズ（CORINS）への登録

工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）「1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

事業者は、事業契約後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。

- ① 事業者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。
- ② 事業者は、①によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について関

東地方整備局から確認を受ける。

- ③ 「登録内容確認書」については、コリンズから関東地方整備局にメール送信されるため、事業者による提示は必要ないものとする。

(6) コリンズ (CORINS) への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標 (緯度、経度) を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2011) に準拠する。

起終点 東京都八王子市大和田町4-3-13 相武国道事務所

緯度 35° 39' 49.3" 経度 139° 21' 19.5"

(7) 設計審査会の設置

本事業は、関東地方整備局と事業者が一堂に会して、現場着手前 (準備期間内) に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合 (クロスチェック) を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」 (以下、「審査会」という。) の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

(8) 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領 (土木)

事業者は、以下の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石
再生アスファルト混合物	再生細粒度 As 混合物 (13)	表層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を操守するものとする。

本事業は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本事業における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8. 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に関東地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、関東地方整備局が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更

の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は関東地方整備局と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻	前田道路(株)	東京都八王子市北野町
Co 塊（無鉄）	西東京合材工場	589-1

上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、事業者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、事業者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

前田道路株式会社：8時00分～24時00分

事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、関東地方整備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

(9) コンクリート副産物から再生された資源について

コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

事業者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を関東地方整備局と協議するものとする。

事業者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、関東地方整備局または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

事業者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022 (再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023 (再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は事業者がその試験に臨場しなければならない。

再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書 (令和7年度版) 第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

(10) 工事完成図

本事業は、道路工事完成図等作成要領 (第2版) (国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月) に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

(11) 週休2日の対応

本事業は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制モデル工事」の試行工事である。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

- ① 週休2日 対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- ② 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。※年末年始6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技

能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

- ③ 4週8休以上 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

本取組を希望した事業者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に関東地方整備局と協議するものとする。

工事着手後、上記の施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとする。

工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、関東地方整備局に提出するものとする。工事途中においても、関東地方整備局等より、「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合には、その求めに応じるものとする。

事業者は工事着手日から毎月1回程度、「取得報告書」を関東地方整備局に提出するものとし、関東地方整備局は毎月1回程度、事業者の休日率の状況を確認するものとする。なお、事業者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

事業者は、週休2日制適用工事である旨を明示（工事看板等）する。

アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

週休2日制に掛かる費用については、当初予定価格から4週8休以上の達成した場合の補正係数を労務費、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。

（12）撤去品等の処理

本事業において発生する撤去品等は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成三年法律第四十八号）の趣旨に則り適宜リサイクル処理を施すとともに産業廃棄物として適正に処理するものとする。産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、事業者の責において管理表を交付するものとする。

撤去品の処分、運搬（共通仮設費（運搬費）に計上している分を除く）費用については当初見込んでいないが、適正な処理方法を選定し関東地方整備局と協議しなければならない。処分等に要する費用は、都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの処理費内訳等を関東地方整備局へ提出することにより設計変更の対象とする。

（13）器具及び材料

本事業は設計図書によるほか、次の各号によるものとする。

- ① 電気通信施設設計要領（電気編）（令和3年3月）
- ② 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ③ その他関係法令規則等

※電気通信設備工事共通仕様書等は、関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/>）に掲載している。

なお、下記の器材の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に関東地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認器材	摘要
道路照明	照明柱	
	各照明器具	

（14）業務の履行の検査等

① 設備維持業務の検査

関東地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査（完了検査）を行う。

ただし、照明修繕の検査については、個々の修繕の完了の都度、段階確認を実施する。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者へ修補を求める。

2 道路附属物点検

（1）一般事項

本事業の事業対象区域内にある国道道路照明（本施設）すべてを点検するものとする。なお、点検実績については、別紙9「道路附属物点検サイクル」による。

（2）要求水準

① 点検

ア 道路照明施設について、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）」（平成31年3月 国土交通省道路局国道・防災課）の定期点検内の詳細点検を行うものとする。

イ 点検にあたっては、点灯確認も行うものとする。

ウ 点検にあたっては、工程及び方法について十分に関東地方整備局と打ち合わせを行うものとする。なお、点検時期については、別紙9「道路附属物点検サイクル」に基づき、5年に1度を原則として定期的に行うこと。

なお、点検周期については、別紙9「道路附属物点検サイクル」を基本に実施するものとするが、令和7年度までの実績を参考とし、相武国道事務所管内の全灯数を事業者の責により点検対象箇所、年間点検数量及び点検頻度を定めること

ができるものとする。

エ 附属物点検は高所作業車を使用し行うものとする。

オ 点検に際し、他工事との打合せ調整を図り施工するものとする。

カ 緊急を有する損傷を発見した場合は、すみやかに関東地方整備局に報告するものとする。

キ 年度当りの当初数量は下記を参考値とする。

※附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）は、国土交通省ホームページ（<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>）に掲載している。

（参考値）年度当り

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	200	
普通作業員		人	200	
高所作業車	直伸式 12m×200kg×2名	h	800	
トラック	普通 2t 積	h	800	
普通作業員		人	20	報告書作成

② 作業区分は、昼間作業とする。ただし、作業区分に変更を要する場合は関東地方整備局と協議するものとする。（別紙8「設備維持業務 業務区分表」）

3 照明維持

（1）一般事項

道路照明灯の補修作業について、本施設の不点灯その他の不具合について関東地方整備局の指示により行う作業で、随時当該道路照明を補修または交換するものとする。

（2）要求水準

① 道路照明灯の補修作業

ア 照明器具及び不点灯器具の補修（作業区分：夜間作業）

また、照明器具の補修に合わせ、他の照明灯不点確認を行うこと。

イ 応急補修作業（緊急時の危険回避（応急措置等）及び障害箇所の応急処理等を行うもの）（作業区分：夜間作業）

なお、緊急時の危険回避（応急措置等）とは通行車両または通行人等へ被害が及ぶことが予想される場合の規制等、障害箇所の応急処理とは応急的な点灯を可

能とする場合等をいう。

ウ その他関東地方整備局の指示する作業（作業区分：昼間作業）

エ 作業区分は、別紙8「設備維持業務 業務区分表」を参照。

オ 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、21時～6時を見込んでいる。ただし、可能な限り昼間作業の実施を検討すること。上記区分を変更する場合は関東地方整備局と協議するものとする。

- ② 補修作業における年度当りの当初数量は下記を参考値として見込んでおり、設計変更の対象とする。

（参考値）年度当り（令和9年度）

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	58	夜間作業
普通作業員		人	29	
高所作業車	直伸式 12m×200kg×2名	h	105	
トラック	普通2t積	h	322	

年度当り（令和10年度）

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	30	夜間作業
普通作業員		人	15	
高所作業車	直伸式 12m×200kg×2名	h	54	
トラック	普通2t積	h	170	

年度当り（令和11年度～令和23年度）

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	10	夜間作業
普通作業員		人	5	
高所作業車	直伸式 12m×200kg×2名	h	16	
トラック	普通2t積	h	59	

- ③ 補修作業において使用する材料は、別紙10「使用材料表」のとおり見込んでいるが、補修作業に伴い使用材料に変更が生じた場合は、関東地方整備局に報告し、設計変更の対象とする。

4 道路照明台帳更新・管理

道路照明台帳に変更を生じる作業を行った場合は直ちに、既存の道路照明台帳への追記または用紙の差し替え等を行うものとする。

記入要領等の詳細については、関東地方整備局の指示によるものとする。

5 照明修繕

(1) 一般事項

関東地方整備局の指示により、直ちに道路照明灯の損傷復旧等による照明灯設置などを行うものとする。

(2) 要求水準

- ① 作業区分については、関東地方整備局が指示するものとする。(別紙8「設備維持業務 業務区分表」)
- ② 作業完了後、関東地方整備局へ報告し、設計変更の対象とする。
- ③ 修繕作業に伴う現場発生品については、以下に示すとおり運搬するものとする。

管轄	品名	引渡場所
国道 16 号	支柱、灯具等	御殿峠資材置場
国道 20 号	支柱、灯具等	石田大橋資材置場

別紙 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

用語	定義
新設LED道路照明	「本事業」の「設備更新業務」によりLED化が完了した道路照明をいう。LED化完了後は「設備維持業務」の対象とする。
未LED道路照明	「本施設」のうち入札公告時点でまだLED化されていない道路照明をいい、設備更新完了前の「設備維持業務」並びに「設備更新業務」の対象とする。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
各業務	設備更新業務、工事監理業務、設備維持業務をいう。
既設LED道路照明	「本施設」のうち入札公告時点でLED化されている道路照明をいう。「設備維持業務」の対象とする。
工事監理業務	「本施設」の「設備更新業務」に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。
交通管理者	交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。
事業期間	「本事業」の契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず契約が終了した日又は令和24年3月末のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
事業計画書	「本事業」の入札において事業者が提出した第二次審査資料のうちの「提案書」をいう。
事業者	特定事業を実施する民間事業者をいう。
事業年度	事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する3月31日までとする。
所有権移転	新設LED道路照明の所有権を国に移転させる業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
設計図書	入札公告時に関東地方整備局が入札参加者に対して示した入札説明書等のうち、「本施設」の設計に係る一切の書類をいう。
設備維持業務	「本施設」の性能及び機能を適正に維持するために必要な業務をいい、「道路附属物点検」、「照明維持」、「道路照明台帳更新・管理」及び「照明修繕」からなり、その業務内容の詳細については「要求水準書」によるものとする。
設備更新業務	「未LED道路照明」をLED化する工事をいい、「現地調査」、「LED道路照明灯具の調達業務」、「LED道路照明灯具への更新」、「撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分」、「道路照明台帳更新」「電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き」及び「所有権移転」からなり、その業務内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。

用語	定義
	とする。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、関東地方整備局又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。
法令等	法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
法令等の変更等	「本事業」の契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
本事業	「事業契約書等」及び「PFI法」に基づいて実施する「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」をいう。
本施設	「本事業」の契約に基づいて「事業者」が「各業務」を実施する、道路附属物（道路照明）をいい、「既設LED道路照明」と更新完了前の「未LED道路照明」及び更新完了後の「新設LED道路照明」の総称である。
要求水準	関東地方整備局が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

No.	管理番号	区画	経緯	新設機	設置区分	器具												事務所補助		備考
						照度器具		外装		器具1		器具2		器具3		器具4		器具5	器具6	
						型式1	型式2	型式1	型式2	型式1	型式2	型式1	型式2	型式1	型式2					
255	162000	15	26.11	上	普通照明	12-23	H/DZ	200	KSN-2											
256	162001	15	26.11	下	普通照明	12-23	H/DZ	200	KSN-2											
257	162002	15	26.20	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSH-2											
258	162003	15	26.21	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
259	162004	15	26.21	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
260	162005	15	26.23	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
261	162007	15	26.23	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
262	162009	15	26.23	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
263	162007	15	26.27	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
264	162008	15	26.28	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
265	162007	15	26.27	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
266	162007	15	26.27	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
267	162009	15	26.23	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
268	162009	15	26.23	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
269	162040	15	26.42	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
270	162042	15	26.42	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
271	162046	15	26.49	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
272	162047	15	26.43	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
273	162046	15	26.49	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
274	162049	15	26.49	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
275	162050	15	26.47	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
276	162052	15	26.53	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
277	162056	15	26.53	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSH-2											
278	162056	15	26.53	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSH-2											
279	162057	15	26.42	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
280	162052	15	26.42	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
281	162058	15	26.49	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
282	162058	15	26.49	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
283	162076	15	26.73	下	普通照明	12-21Y	H/DZ	200	KSH-2											
284	162075	15	26.73	上	普通照明	12-21Y	H/DZ	200	KSH-2											
285	162092	15	26.92	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
286	162092	15	26.92	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
287	162091	15	26.91	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
288	162091	15	26.91	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
289	162091	15	26.91	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
290	162097	15	26.92	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
291	162097	15	26.92	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
292	162093	15	26.93	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
293	162094	15	26.94	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
294	162094	15	26.94	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
295	162097	15	26.92	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
296	162099	15	27.11	上	その他	直径4.5-8	H/DZ	200	普通照明器具											
297	162099	15	27.11	下	その他	直径4.5-8	H/DZ	200	普通照明器具											
298	162099	15	27.11	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
299	162099	15	27.11	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
300	162099	15	27.11	下	その他	直径4.5-8	H/DZ	200	普通照明器具											
301	162099	15	27.11	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
302	162099	15	27.11	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
303	162098	15	26.98	下	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
304	162098	15	26.98	上	普通照明	直径12mm	H/DZ	200	KSN-2											
305	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
306	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
307	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
308	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
309	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
310	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
311	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
312	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
313	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
314	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
315	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
316	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
317	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
318	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
319	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
320	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
321	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
322	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
323	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
324	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
325	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
326	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
327	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
328	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
329	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
330	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
331	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
332	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
333	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
334	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
335	162099	15	27.11	上	普通照明	直径6mm	H/DZ	200	KSN-2											
336	162099	15	27.11	下	普通照明	直径6mm	H/DZ	200												

No.	管理番号	路線	(No.) 設備場所	設備区分	器具										更新対象		備考				
					照度器具	外装	光源			器具1	器具2	器具3	器具4	器具5	器具6	器具7		器具8			
							器具1	器具2	器具3												
3176	202236	23	21.54	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3177	202238	23	21.58	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3178	202242	23	21.62	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3179	202247	23	21.67	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3180	202249	23	21.69	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3181	202250	23	21.70	下	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3182	202258	23	21.78	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3183	202261	23	21.81	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3184	202264	23	21.84	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3185	202268	23	21.88	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3186	202271	23	21.91	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3187	202276	23	21.96	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3188	202281	23	22.01	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3189	202285	23	22.05	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3190	202286	23	22.06	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3191	202297	23	22.17	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3192	202298	23	22.18	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3193	202299	23	22.19	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3194	202307	23	22.27	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3195	202308	23	22.28	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3196	202310	23	22.30	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3197	202311	23	22.31	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3198	202312	23	22.32	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3199	202320	23	22.40	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3200	202321	23	22.41	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3201	202322	23	22.42	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3202	202323	23	22.43	上	高圧照明	高圧10m	HDL	700	KSN-2												
3203	202324	23	22.44	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3204	202325	23	22.45	上	高圧照明	10-21	HDL	700	KSN-2												
3205	202326	23	22.46	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3206	202327	23	22.47	上	高圧照明	10-21	HDL	700	KSN-2												
3207	202328	23	22.48	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3208	202329	23	22.49	上	高圧照明	8-21	HDL	700	KSN-2												
3209	202330	23	22.50	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3210	202331	23	22.51	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3211	202332	23	22.52	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3212	202333	23	22.53	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3213	202334	23	22.54	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3214	202335	23	22.55	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3215	202336	23	22.56	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3216	202337	23	22.57	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3217	202338	23	22.58	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3218	202339	23	22.59	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3219	202340	23	22.60	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3220	202341	23	22.61	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3221	202342	23	22.62	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3222	202343	23	22.63	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3223	202344	23	22.64	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3224	202345	23	22.65	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3225	202346	23	22.66	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3226	202347	23	22.67	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3227	202348	23	22.68	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3228	202349	23	22.69	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3229	202350	23	22.70	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3230	202351	23	22.71	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3231	202352	23	22.72	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3232	202353	23	22.73	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3233	202354	23	22.74	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3234	202355	23	22.75	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3235	202356	23	22.76	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3236	202357	23	22.77	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3237	202358	23	22.78	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3238	202359	23	22.79	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3239	202360	23	22.80	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3240	202361	23	22.81	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3241	202362	23	22.82	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3242	202363	23	22.83	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3243	202364	23	22.84	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3244	202365	23	22.85	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3245	202366	23	22.86	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3246	202367	23	22.87	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3247	202368	23	22.88	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3248	202369	23	22.89	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3249	202370	23	22.90	上	高圧照明	4.5m-高圧7-5	HDL	700	KSN-2												
3250	202371	23	22.91	上	高圧照明																

No.	管理番号	路線	距離	距離標	設置場所	設置区分	取付				更新対象				備考		
							形式1	形式2	灯具1	灯具2	灯具1	灯具2	交換アダプタ				
3567	2003321	20BP	33.31	上	歩道照明	4.5m-1.2m	HDZ	200	歩道用小型灯具	NHF110				KCE050-2			
3568	2003321	20BP	33.31	下	歩道照明	4.5m-1.2m	HDZ	200	歩道用小型灯具	NHF110				KCE050-2			一本歩道用 一本歩道用
3569	2003322	20BP	33.2	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3569	2003322	20BP	33.2	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3570	2003322	20BP	33.2	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3571	2003322	20BP	33.2	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3572	2003323	20BP	33.3	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3573	2003323	20BP	33.3	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3574	2003324	20BP	33.37	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3574	2003324	20BP	33.37	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3575	2003343	20BP	33.43	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3575	2003343	20BP	33.43	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3576	2003356	20BP	33.46	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3576	2003356	20BP	33.46	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3577	2003356	20BP	33.46	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3577	2003356	20BP	33.46	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3578	2003357	20BP	33.53	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3578	2003357	20BP	33.53	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3579	2003358	20BP	33.58	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3579	2003358	20BP	33.58	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3580	2003360	20BP	33.65	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3580	2003360	20BP	33.65	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3581	2003361	20BP	33.65	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3581	2003361	20BP	33.65	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT360				KCE150-3			
3582	2003377	20BP	33.87	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3582	2003377	20BP	33.87	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3583	2003381	20BP	33.87	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3583	2003381	20BP	33.87	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3584	2003391	20BP	33.91	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3584	2003391	20BP	33.91	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3585	2003391	20BP	33.91	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3585	2003391	20BP	33.91	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3586	2003393	20BP	33.85	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3586	2003393	20BP	33.85	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3587	2003395	20BP	33.86	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3587	2003395	20BP	33.86	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3588	2003399	20BP	34.00	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3588	2003399	20BP	34.00	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3589	2003403	20BP	34.00	下	中央車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3589	2003403	20BP	34.00	上	中央車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3590	2003403	20BP	34.00	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3591	2003408	20BP	34.06	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3592	2003411-3	20BP	34.11	中央	歩道照明	4.5m-1.2m	HDZ	200	歩道用小型灯具	NHF110				KCE050-2			国立三 中前歩道橋
3593	2003411-4	20BP	34.11	中央	歩道照明	4.5m-1.2m	HDZ	200	歩道用小型灯具	NHF110				KCE050-2			国立三 中前歩道橋
3594	2003411-5	20BP	34.11	中央	歩道照明	4.5m-1.2m	HDZ	200	歩道用小型灯具	NHF110				KCE050-2			国立三 中前歩道橋
3595	2003411-1	20BP	34.11	上	歩道照明	4.5m-1.2m	HDZ	200	歩道用小型灯具	NHF110				KCE050-2			国立三 中前歩道橋
3596	2003411-2	20BP	34.11	下	歩道照明	4.5m-1.2m	HDZ	200	歩道用小型灯具	NHF110				KCE050-2			国立三 中前歩道橋
3597	2003417	20BP	34.12	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3598	2003417	20BP	34.12	下	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3599	2003420	20BP	34.17	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3600	2003422	20BP	34.22	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3601	2003422	20BP	34.22	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3602	2003427	20BP	34.27	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3603	2003427	20BP	34.27	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3604	2003430	20BP	34.30	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3605	2003432	20BP	34.32	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3606	2003437	20BP	34.37	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3607	2003442	20BP	34.42	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3608	2003444	20BP	34.44	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3609	2003446	20BP	34.46	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3610	2003447	20BP	34.47	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3611	2003452	20BP	34.52	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3612	2003455	20BP	34.55	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3613	2003460	20BP	34.60	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3614	2003461	20BP	34.61	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3615	2003465	20BP	34.66	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3616	2003470	20BP	34.70	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3617	2003474	20BP	34.74	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3618	2003480	20BP	34.80	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3619	2003483	20BP	34.83	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3620	2003483	20BP	34.83	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3621	2003484	20BP	34.84	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3622	2003486	20BP	34.86	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3623	2003487	20BP	34.87	下	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3624	2003489	20BP	34.89	中央	車道照明	直轄1.2mT	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3625	2003489	20BP	34.89	上	車道照明	直轄1.2m	HDZ	200	KSJH-2	NHT270				KCE150-3			
3626	2003491	20BP	34.91														

No.	管理番号	路線	距離	設置場所	設置区分	既設					更新別数			備考						
						照明ホル		電圧	型式1	型式2	灯具1	灯具2	灯具1		灯具2	交換アダプタ				
						形式	外装										器具1	器具2	器具1	器具2
4827	20H756	20	67.56	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4828	20H761	20	67.61	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4829	20H766	20	67.66	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4830	20H773	20	67.73	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4831	20H777	20	67.77	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4832	20H787	20	67.87	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4833	20H793	20	67.93	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4834	20H800	20	68.00	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4835	20H813	20	68.13	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4836	20H827	20	68.27	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4837	20H828	20	68.28	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4838	20H832	20	68.32	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4839	20H835	20	68.35	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4840	20H838	20	68.38	上	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4841	20H850	20	68.50	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4842	20H863	20	68.63	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4843	20H878	20	68.78	上	車道照明	共架出懸1.2m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4844	20H883	20	68.83	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4845	20H890	20	68.90	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4846	20H896	20	68.96	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4847	20H925	20	69.25	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4848	20H928	20	69.28	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4849	20H933	20	69.33	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4850	20H937	20	69.37	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4851	20H939	20	69.39	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4852	20H944	20	69.44	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4853	20H950	20	69.50	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4854	20H955	20	69.55	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4855	20H958	20	69.58	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4856	20H960	20	69.60	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4857	20H966	20	69.66	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4858	20H973	20	69.73	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4859	20H979	20	69.79	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4860	20H991	20	69.91	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4861	20H997	20	69.97	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4862	20H1004	20	70.04	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4863	20H1017	20	70.17	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4864	20H1019	20	70.19	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4865	20H1021	20	70.21	上	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4866	20H1024	20	70.24	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4867	20H1026	20	70.26	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4868	20H1027	20	70.27	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4869	20H1028	20	70.28	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4870	20H1029	20	70.29	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4871	20H1031	20	70.31	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4872	20H1033	20	70.33	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4873	20H1035	20	70.35	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4874	20H1037	20	70.37	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4875	20H1038	20	70.38	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4876	20H1039	20	70.39	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4877	20H1041	20	70.41	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4878	20H1041	20	70.41	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										開野入道
4879	20H1044	20	70.44	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4880	20H1047	20	70.47	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4881	20H1054	20	70.54	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4882	20H1058	20	70.58	上	車道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										開野入道
4883	20H1059	20	70.59	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4884	20H1072	20	70.72	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4885	20H1088	20	70.88	下	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4886	20H1084	20	70.84	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4887	20H1089	20	70.89	下	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4888	20H1091-7	20	70.91	下	歩道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(SBW)									小淵歩道橋	
4889	20H1091-1	20	70.91	下	歩道照明	直線5m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(SBW)										小淵歩道橋
4890	20H1096	20	70.96	上	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4891	20H1100	20	71.00	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4892	20H1105	20	71.05	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4893	20H1110	20	71.10	上	車道照明	テ-1	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4894	20H1114	20	71.14	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4895	20H1118	20	71.18	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4896	20H1122	20	71.22	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4897	20H1127	20	71.27	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4898	20H1129	20	71.29	上	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4899	20H1137	20	71.37	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4900	20H1134	20	71.34	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4901	20H1145	20	71.45	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4902	20H1150	20	71.50	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4903	20H1154	20	71.54	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4904	20H1159	20	71.59	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4905	20H1162	20	71.62	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4906	20H1176	20	71.76	上	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4907	20H1178	20	71.78	上	車道照明	テハ-8-21	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4908	20H1182	20	71.82	下	車道照明	共架出懸無し	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4909	20H1197	20	71.97	下	車道照明	直線8m	メッキ塗装	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4910	20H1200	20	72.00	下	車道照明	直線8m	HDZ	200	LED(灯具一体型)	LED(KCE100-2)										
4911	20H1210	20	72.10																	

No.	管理番号	路線	距離標 (km)	設置場所	設置区分	既設										更新対象数			備考
						照明ホル		電圧 (V)	光源		器具		器具1	器具2	器具1	器具2	交換アダプタ		
						形式	外装		型式1	型式2	器具1	器具2							
5589	208P/R74	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5590	208P/R75	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5591	208P/R76	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5592	208P/R77	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5593	208P/R78	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5594	208P/R79	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5595	208P/R80	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			NHT360			KAE350BS				透田トンネル	
5596	208P/R81	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5597	208P/R81	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5598	208P/R82	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5599	208P/R83	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5600	208P/R84	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5601	208P/R85	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5602	208P/R86	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5603	208P/R87	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5604	208P/R88	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5605	208P/R89	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5606	208P/R90	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			NHT360			KAE350BS				透田トンネル	
5607	208P/R90	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5608	208P/R91	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5609	208P/R92	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5610	208P/R93	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5611	208P/R94	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5612	208P/R95	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5613	208P/R96	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5614	208P/R97	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5615	208P/R98	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5616	208P/R99	20BP		上	車道照明		200	トンネル型灯具			無電極50W			KAE080BLS				透田トンネル	
5617	208P/R特#	20BP		上	車道照明		200	KSH-2			NHT110			KCE070-2				透田トンネル	

別紙 4 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

提出日 令和 年 月 日

①情報取扱者名簿（情報取扱者は本事業の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。（※1））

		氏名	住所 （※5）	生年月日 （※5）	会社名・所 属部署	役職
情報管理責任者 （※2）	A					
情報取扱管理者 （※3）	B					
	C					
業務従事者 （※4）	D					
	E					
再委託先	F					

（※1）受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

（※2）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

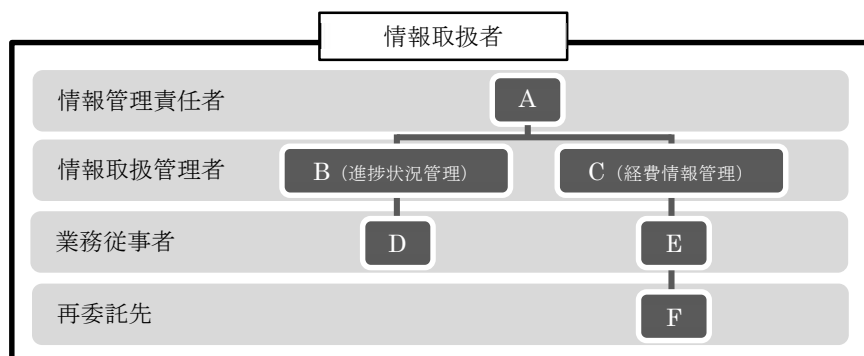
（※3）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※4）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※5）住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

②情報管理体制図

（例）



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③その他

- 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。

記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

別紙5 証明書

証明書

業務名：相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業

受注業者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者については、「主任（監理）技術者」又は「管理技術者」が行うものとする。）

別紙6 工事関係書類一覧表

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成のための事前協議		備考		
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			受注者保管	その他		電子☆	紙◎			
								監督職員	契約担当課	発注担当課		監督職員(連絡)	監督職員(納品)					
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○							—	◎			
			2	共通仕様書	—	—	○							—	◎			
			3	特記仕様書	—	—	○							—	◎			
			4	発注図面	—	—	○							—	◎			
			5	現場説明書	—	—	○							—	◎			
			6	質問回答書	—	—	○							—	◎			
			7	工事数量総括表	—	—	○							—	◎			
	契約関係書類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	—	○		○					—	◎			
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	様式-2	—	○		○					—	◎	契約図書で規定された場合に提出する。(工期6ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象)		
		10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	—	○		○					—	◎			
		11	建退共掛金収納書	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式-4	—	○		○					—	◎	提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。		
		12	建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	—	—	○			○				—	◎	共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿その他関係資料について提出を求めることがある。		
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	—	○		○					—	◎			
		14	VE提案書(契約後VE時)	契約後VE方式の試行に係る手続きについて(H13.3.30付国官地第24号、国官技第79号、国営計第81号)	様式-6	—	○			○				—	◎	契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
	その他	15	登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	—	—	○				○					受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ提示する。(旧称:工事カルテ受領書)		
		16	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7	—	○	○								契約図書で規定された場合に提出する。(注)2部提出(押印後、1部返却)		
		17	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-4	—	—	○			○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
		18	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-18-5	—	—	○			○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
		19	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	—	—	○											
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	20	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—	○	○								工期や数量のわずかな変更等、軽微な変更の場合には変更施工計画書の提出は不要。		
			21	総合評価計画書	総合評価落札方式の実施について(H12.9.20付建設省厚労発第30号)	—	—	○	○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
			22	ISO9001品質計画書	工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて(H16.9.1付国地第21号、国官技第117号、国営計第65号)	—	—	○	○									
			23	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—	—	○	○									契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
			24	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実がない場合)		—	—	○			○							契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は提示とする。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)

工事関係書類					工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					工事書類作成のための事前協議		備考			
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示		その他			電子☆	紙◎	
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員(連絡)	監督職員(納品)					
工事着手前	工事書類	2 施工体制	② 施工体制	25 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37-1	-	○	○										
				26 工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と差異あり)		-	○	○										設計図書と差異があった場合のみ提出する。
				27 工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と一致)		-	○				○							設計図書と一致している場合は提示とする。
		28 施工体制台帳	施工体制台帳に係る書類の提出について(H13.3.30付国官技第70号、国官技第30号、国港建第112号、国空建第68号)共通仕様書1-1-1-10-1	様式-8		○	○											
		29 施工体系図	施工体制台帳に係る書類の提出について(H13.3.30付国官技第70号、国官技第30号、国港建第112号、国空建第68号)共通仕様書1-1-1-10-2	様式-8		○	○											
工事中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	30 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○											
				31 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○									
				32 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○									
				33 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○									
				34 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○									
				35 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○									
				36 関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	-		○					○					許可後の資料については提示とする。ただし、監督職員から請求があった場合は提出する。
				37 近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	-		○					○					監督職員から請求があった場合は提出する。
				38 材料確認書	共通仕様書2-1-2-1	様式-10		○	○									設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
				39 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-		○					○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係書類					工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					工事書類作成のための事前協議		備考		
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示	その他		電子☆		紙◎	
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員(連絡)	監督職員(納品)				
施工中	契約関係書類		40	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6	様式-11		○	○							・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			41	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式-12		○	○							契約図書で規定された場合のみ提出する。	
			42	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	-		○				○				口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事を行う場合は提出する。	
		④安全管理	43	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	-		○			○					実施した内容について提示する。	
			44	工事故通報	共通仕様書1-1-1-29	様式-13		○	○			○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
		⑤工程管理	45	工事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	-		○	○							事故報告書はSAS(建設工事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
			46	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式-14		○	○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。	
		⑥出来形管理	47	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-31		○			○					施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。	
			48	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	-		○	○							工事数量の計算等にあたっては、土木工事数量算出要領(案)を適用する。 契約数量以外の任意施工に係わる部分(設計図面に明示していないもの)の提出は不要。	
		⑦品質管理	49	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32		○			○					施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。	
	50		材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-		○	○							設計図書で指定した材料がある場合に提出する		
	契約関係書類	中間前払金	51	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	様式-15		○		○				-	◎		
			52	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項	様式-5		○		○					-	◎	
		完済部分検査	53	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	様式-16		○		○					-	◎	
			54	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	様式-17		○		○					-	◎	
			55	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第38条1項	様式-5		○		○					-	◎	
		既済部分検査	56	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18		○		○					-	◎	
			57	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	様式-19		○		○					-	◎	
			58	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18		○		○					-	◎	
		修補	59	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項	様式-5		○		○					-	◎	
60			修補完了報告書	工事請負契約書第31条1項	様式-20		○	○						-	◎		
部分使用	61	修補完了届	工事請負契約書第31条6項	様式-21		○		○					-	◎			
	62	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	様式-22		○		○					-	◎	部分使用がある場合に提出する。		
工期延期	63	工期延期届	工事請負契約書第21条	様式-23		○		○					-	◎	工期の延長を請求する場合に提出する。		
支給	64	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○		○					-	◎	支給品を受領した場合に提出する。		

作成時期	工事関係書類					工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	受注者書類作成の位置付け						工事書類作成のための事前協議		備考		
	種別	No.	書類名称	書類作成の欄	発注者		受注者	提出			発注者保管	その他		電子☆		紙◎	
								監督職員	契約担当課	発注担当課		監督職員へ連絡	監督職員へ納品				
工事完成時	支給材料・貸与品 建設機械	65	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	様式-25	○		○						—	◎	支給品を受領した場合に提出する。	
		66	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式-26	○		○						—	◎	建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		67	建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○		○						—	◎	建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		68	建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○		○						—	◎	建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	現場発成品	69	現場発成品預書	共通仕様書1-1-1-17	様式-28	○		○						—	◎	現場発成品がある場合に提出する。	
	その他	70	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-6-3	—	○		○						—	◎	中間技術検査、既済部分検査等の際に提出する。	
		71	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	—	○				○							産業廃棄物を搬出した場合に提示する。
		72	新技術活用関係資料	公共工事等における新技術活用の促進について(H22.2.5付国官総第277号、国官技第286号)共通仕様書1-1-1-12-6	—	○			○								新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
	工事完成時	契約関係書類	73	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	様式-29	○		○							◎	
			74	引渡書	工事請負契約書第31条4項	様式-30	○		○							◎	
75			請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	様式-5	○		○							◎		
工事書類		76	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-31	○	○										施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
		77	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32	○	○										施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置が分かるように略図を記載する。
		78	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式-33	○	○										契約図書で規定された場合に提出する。
		79	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	—	○	○							☆	—	工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の工事写真帳は提出不要)	
		80	総合評価実施報告書	総合評価実施方式の実施について(H12.9.20付建設省厚契発第30号)	—	○	○										総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する。
		81	イメージアップの実施状況	土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領(案)(H19.3.29付国官技第354号)	—	○	○										イメージアップ対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するとともに、実施状況について工事写真に含め提出する。
工事完成図書		82	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-16	様式-34	○	○										創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
	83	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	—	○							○	☆	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。		
	84	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9	—	○							○	☆	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。		
	その他	85	再生資源利用実施書-建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18-6	—	○			○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
86		再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-18-6	—	○		○									該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
完工後	その他	87	低入札価格調査(間接工事費等経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-(3)	—	○	○		○				—	◎	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

別紙 7 品質証明書

品質証明書

工事名： _____

品質証明記事				
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、事業契約書、図面、要求水準書その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所 _____
氏名 _____ 印

別紙 8 設備維持業務 業務区分表

業務区分	作業内容	作業区分
道路附属物点検	点検要領に基づき計画的に点検対象物の点検を行う	昼間作業
照明維持	照明器具及び不点灯器具の補修	夜間作業
	応急復旧作業（緊急時の危険回避及び障害箇所の応急措置）	夜間作業
照明修繕	道路照明灯の損傷復旧（交通事故）	24 時間 365 日

別紙 9 道路附属物点検サイクル

年度	点検箇所				年度別 合計(基)	備考
	国道16号		国道20号			
	範囲	灯数(基)	範囲	灯数(基)		
R3	16号ハイパス 38.01kp~44.00kp	404	43.75kp~52.81kp	583	987	
R4	39.20kp~52.08kp	622	37.56kp~43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号ハイパス 33.53kp~38.01kp	149				
R5	52.11kp~58.56kp	464 (50)	52.81kp~72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R6	16.27kp~26.80kp	578 (136)	19.63kp~28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R7	28.82~39.18kp	483	28.62kp~37.53kp	397	880	
R8	16号ハイパス 38.01kp~44.00kp	404	43.75kp~52.81kp	583	987	
R9	39.20kp~52.08kp	622	37.56kp~43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号ハイパス 33.53kp~38.01kp	149				
R10	52.11kp~58.56kp	464 (50)	52.81kp~72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R11	16.27kp~26.80kp	578 (136)	19.63kp~28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R12	28.82~39.18kp	483	28.62kp~37.53kp	397	880	
R13	16号ハイパス 38.01kp~44.00kp	404	43.75kp~52.81kp	583	987	
R14	39.20kp~52.08kp	622	37.56kp~43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号ハイパス 33.53kp~38.01kp	149				
R15	52.11kp~58.56kp	464 (50)	52.81kp~72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R16	16.27kp~26.80kp	578 (136)	19.63kp~28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R17	28.82~39.18kp	483	28.62kp~37.53kp	397	880	
R18	16号ハイパス 38.01kp~44.00kp	404	43.75kp~52.81kp	583	987	
R19	39.20kp~52.08kp	622	37.56kp~43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号ハイパス 33.53kp~38.01kp	149				
R20	52.11kp~58.56kp	464 (50)	52.81kp~72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R21	16.27kp~26.80kp	578 (136)	19.63kp~28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R22	28.82~39.18kp	483	28.62kp~37.53kp	397	880	
R23	16号ハイパス 38.01kp~44.00kp	404	43.75kp~52.81kp	583	987	

別紙 10 使用材料表

補修 使用材料表 年度当り (令和9年度)

名称	規格	単位	数量	備考
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-50-2	台	4	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-100-2	台	20	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-150-3	台	20	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型) 専用ケーブル	直線型ポール用	本	44	
LED直管蛍光ランプタイプ	FLR-40 相当	台	21	
LED直管蛍光ランプタイプ	FLR-20 相当	台	18	
分離型自動点滅器	(本体) 200V6A	台	11	
分離型自動点滅器	(受台) 200V ニップル式	台	2	
分離型自動点滅器	(受台) 200Vバンド式	台	1	

補修 使用材料表 年度当り (令和10年度)

名称	規格	単位	数量	備考
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-50-2	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-100-2	台	10	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-150-3	台	10	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型) 専用ケーブル	直線型ポール用	本	22	
LED直管蛍光ランプタイプ	FLR-40 相当	台	10	
LED直管蛍光ランプタイプ	FLR-20 相当	台	9	
分離型自動点滅器	(本体) 200V6A	台	11	
分離型自動点滅器	(受台) 200V ニップル式	台	2	
分離型自動点滅器	(受台) 200Vバンド式	台	1	

補修 使用材料表 年度当り (令和11年年度～令和23年度)

名称	規格	単位	数量	備考
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-50-2	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-100-2	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型)	KCE-150-3	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具 (建電協型) 専用ケーブル	直線型ポール用	本	6	
LED直管蛍光ランプタイプ	FLR-40 相当	台	2	
LED直管蛍光ランプタイプ	FLR-20 相当	台	2	
分離型自動点滅器	(本体) 200V6A	台	11	
分離型自動点滅器	(受台) 200V ニップル式	台	2	
分離型自動点滅器	(受台) 200Vバンド式	台	1	

別紙 11 遠隔臨場に関する基礎調査様式

●基本情報

工番号	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を運用した項目

No.	運用種別 (選択)	工種 (自由記述)	種別 (自由記述)	稼働時期 (自由記述)	稼働項目 (自由記述)	運用理由 (自由記述)	その他事項 (自由記述)
記入例	現場確認	電気工	保守系	行心時	異常	電の及び設備確認が可能だったため - 稼働理由が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	
記入例	現場確認	トンネル構築工	作業工完了時		バックログ 対応	- 設備確認が可能だったため - 稼働理由が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	トンネル内作業のため通信状況が悪かったが何科を遠隔して対応した

※行が不足する場合は、遠隔行を追加します。

●遠隔臨場を運用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	運用種別 (選択)	工種 (自由記述)	種別 (自由記述)	稼働時期 (自由記述)	稼働項目 (自由記述)	運用理由 (自由記述)	その他事項 (自由記述)
記入例	現場確認	機械工		作業の完了した時	作業、安全作業	- 事前直の確認は作業では困難のため	

※行が不足する場合は、遠隔行を追加します。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監視画面PCとのセキュリティ上の連携可否 (自由記述)
記入例	パターンステム	Genotion-apps	(株) Allos	監視画面PCとのセキュリティ上の連携可否 アプリが動作した段階で監視画面に接続出来ず、PC 化して確認して対応

※行が不足する場合は、遠隔行を追加します。